

会議及び配布資料の公開について

1. 会議

本会議の開催及び趣旨については、公表する。
議事は原則として公開しない。ただし、特に必要な場合に限って、一部公開する。

2. 配布資料

配布資料については、原則として公開する。ただし、個人の事例に関する情報を含む場合や率直な意見の交換を害するおそれがある場合には、事務局が資料提出者と相談して非公開とする。